

団体活動支援事業 審査基準

審査項目	審査の視点
①提案事業の目的	・提案事業が団体の活動目的と適合しているか(定款に掲げる特定非営利活動の種類に即しているか-NPO法人の場合)
	・公益性が高いか
	・宗教活動や政治活動を目的とした事業ではないか
	・特定の公職者(候補者を含む)または政党を推薦、支持、反対することを目的とした事業ではないか
②団体の事業遂行力の妥当性	・提案団体の事業計画に位置づけられているか(事業計画にあげられているか-NPO法人の場合)
	・提案団体自らが実施する事業であるか
	・事業実施のスケジュールは妥当で遂行は可能であるか
	・要綱第13条第1項(前事業年度の報告書等)、第15条(登録変更)及び第16条(登録更新)に基づく書類が提出されているか
	・NPO法人にあつては所轄庁へ提出する書類がすべて提出されているか
③事業費の妥当性	・営利目的を主たる目的としていないか(定款に特定非営利活動として記載されているか。事業計画書に特定非営利活動として記載されているか。-NPO法人の場合)
	・申請額について他の助成金との合算額は予算額を超えないものであるか